

長浜市の固定資産台帳の特記事項

1 全体事項

(1) 作成基準日

会計年度の最終日である令和6年3月31日としています。ただし、令和6年4月1日から5月31日までの出納整理期間における取得価額等の異動については、基準日までに終了したものとして処理しています。

(2) 会計の範囲

一般会計等（一般会計及び休日急患診療所特別会計）に属する固定資産を掲載しています。

(3) 資産の種類

有形固定資産（建設仮勘定を除く。）及び無形固定資産について掲載しています。

2 掲載項目

(1) 資産負債区分名称

貸借対照表に計上する区分（勘定科目）の名称を記載しています。

(2) 資産負債番号・枝番

当該固定資産の管理番号を記載しています。

(3) 所在地

当該固定資産の所在地を記載しています。なお、所在地が一つに特定できない場合は、主たる所在地や起点及び終点などを記載しています。

(4) 資産名称

当該固定資産の名称を記載しています。

(5) 取得年月日

当該固定資産の取得年月日を記載しています。なお、土地の取得年月日については、実際の取得年月日と異なる場合がありますので、ご承知おきください。実際の取得年月日を確認したい方は、法務局で登記事項証明書を取得して確認してください。

(6) 取得価額等・減価償却累計額・現在簿価

当該固定資産の取得価額等、減価償却累計額及び現在簿価を記載しています。

取得価額等については、次により計上しています。

① 開始時

取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価としています。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価額1円としています。

② 開始後

原則として取得原価とし、再評価は行わないこととしています。なお、適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価（ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は原則として備忘価額1円）としています。

償却資産の減価償却計算は、定額法により算出し、1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てています。また、有形固定資産で耐用年数を経過したものは備忘価額1円を計上し、無形固定資産で耐用年数を経過したものは、備忘価額を計上していません。

現在簿価の金額は、取得価額等から減価償却累計額を控除したものです。

(7) 数量・数量の単位

当該固定資産の数量及びその単位を記載しています。